

宗維第 467号
平成27年12月18日

宗像市監査委員 佐藤 光俊 様
宗像市監査委員 小田 英俊 様

宗像市長 谷井 博美
(都市建設部維持管理課)

定期監査の結果に基づく措置状況について(報告)

平成27年12月11日付27宗監第169号で通知のあった標記の件について、別紙のとおり報告します。

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

（別紙）

（維持管理課）

定期監査実施日：平成26年12月24日

監査対象年度：平成26年度

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 行政財産使用許可申請に関する事蹟について 行政財産使用許可申請において、行政財産使用料の請求先が申請者となっていないものがある。また、公園内行為許可申請書には、市が許可日等を記載する欄があるが、その欄に記載がないので、書類受領時の確認を徹底するとともに、事務処理を適正に行われたい。</p> <p>(2) 市道電柱ガス管等占用料に関する事蹟について ア 道路占用許可申請書において、提出日の記載がないもの、申請書の写しのみで原本がつづられていないもの、申請者の氏名欄に事業所名のみ記載し、代表者の氏名が記載されていないものがある。また、申請書の提出日は平成26年4月1日となっているが、平成26年11月に、道路を占有している者に対して道路占用許可申請書が未提出である旨を連絡しているものがある。イ 道路占用料の請求に係る連絡文書の様式が統一されていないので、事務処理を適正に行われたい。</p> <p>(3) 法定外公共物占用料に関する事蹟について 宗像市法定外公共物占用等許可申請書において、申請内容を鉛筆で記載しているもの、申請書の写しのみで原本がつづられていないものがある。また、その申請書の写しの提出日は平成26年4月1日となっているが、平成26年4月18日に、公共物を占有している者に対して申請書の提出を依頼しているものがある。書類受領時の確認を徹底するとともに、事務処理を適正に行われたい。</p>	<p>(1) 行政財産使用許可申請に関する事蹟について 行政財産使用許可申請については、申請者に平成27年度から請求先は申請者とするに改めました。なお、この申請者は平成26年度で申請が終了し対象物件は撤去しています。また、公園内行為許可申請事務を行うにあたり、許可日の記載漏れがないよう事務処理を行っています。</p> <p>(2) 市道電柱ガス管等占用料に関する事蹟について ア 申請書の記載内容の確認を徹底し、事務処理を行っています。 イ 連絡文書の様式を統一し事務処理を行っています。</p> <p>(3) 法定外公共物占用料に関する事蹟について 申請書の受付時に申請書の鉛筆書き、提出部数、提出日等の確認を行い、事務処理を適正に行っています。</p>

(4) 宗像市赤間駅自転車等駐車場及び自動車駐車場の指定管理に関する事蹟について

次の点について、書類受領時の確認を徹底するとともに、事務処理を適正に行われたい。

ア 指定管理の受託に係る保証金を免除しているが、減免することを決定した事蹟がつつられていない。

イ 宗像市赤間駅自転車等駐車場及び自動車駐車場の管理運営に係る業務仕様書において、利用料金の設定に関する記載が宗像市自動車駐車場条例の内容と異なっている。また、指定管理者が承認を求めた利用料金の設定の承認願いを都市建設部長が決裁している。

ウ 事業計画書に添付を求めている収支予算書が添付されていないが、そのまま受領している。

エ 事業計画書において、夜間における駐車場の管理を警備会社に委託する内容となっているが、指定管理者が第三者に業務を委託することに係る市長の承認の事蹟がつつられていない。また、宗像市赤間駅南口第2自転車等駐車場の開場日についても宗像市自転車等駐車場条例で定めた開場日と異なる内容となっているが、開場日の変更に係る市長の承認の事蹟がつつられていない。

(5) ふれあいの森総合公園の指定管理に関する事蹟について

次の点について、書類受領時の確認を徹底するとともに、事務処理を適正に行われたい。

ア 指定管理の受託に係る保証金を免除しているが、減免することを決定した事蹟がつつられていない。

イ 公園施設の設置許可申請書において、申請書が宗像市公園条例施行規則で規定した提出期限までに提出されていない。また、指定管理者ではない者から提出された申請書をそのまま受理し、許可している。

ウ 事業計画書において、遊具点検業務や警備業務を第三者に委託する計画となっているが、第三者に業務を委託することに係る市長の承認の事蹟がつつられていない。

(4) 宗像市赤間駅自転車等駐車場及び自動車駐車場の指定管理に関する事蹟について

ア 協定書第7条2(3)の規定により全額を免除していますが、市長決裁を取り、決定通知を行っています。

イ 協定書第8条の2の規定により条例で定める料金の設定をしていますが、市長決裁を取るよう改めました。

ウ 収支予算書を添付するよう改めました。

エ 指定管理者に承認申請を提出させ、市長の決裁を取り承認通知を行うよう改めました。

(5) ふれあいの森総合公園の指定管理に関する事蹟について

ア 市長決裁を取り、決定通知を行っています。

イ 施行規則提出期限を順守し、また指定管理者が申請するよう改めました。

ウ 指定管理者に承認申請を提出させ、市長の決裁を取り承認通

エ ふれあいの森総合公園グラウンドの利用状況と利用料金の収入に係る報告において、利用料金の収入金額と利用料金の減免の両方の記載があるもの、収入した利用料金と減免のどちらの記載もないもの、記載された利用時間と利用料金の計算が一致していないものがあり、利用料金の発生と収入の状況が明確ではないものがある。

オ 業務報告書については、毎月15日までに提出することとなっており、全て期限内の日付で収受印が押印されているが、報告書の収受番号は連続しており、収受の日付と収受番号が整合していない。また、業務報告書において、公園内の設備を修繕したことが報告されているが、業務仕様書で提出を求めている費用明細を示す書類が添付されていない。

知を行うように改めました。

エ 利用料金と収入の状況確認を徹底し、事務処理を行うよう改めました。

オ 業務報告の提出については、随時文書受付を行っています。また、費用明細を示す書類の提出を指定管理者に指示し改めました。